

広島県告示第六百五十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年十月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

山田外科内科医院	名 称	広島市南区段原日出一丁目一五番一三号	所 在 地	平成二九年一〇月一五日	効力を有する期限	更新	備 考
----------	-----	--------------------	-------	-------------	----------	----	-----